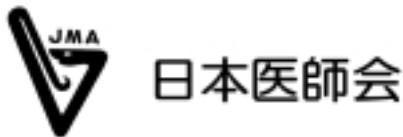


平成18年度
感染性廃棄物等に関する検討委員会 答申

(プロジェクト)報告書

平成19年2月



感染性廃棄物等に関する検討委員会

目次

答申 ━━━━━━ 1

感染性廃棄物等に関する検討委員会委員 ━━━━ 2

はじめに ━━━━━━ 3

1. 在宅医療廃棄物の ━━━━ 3

定義について

2. 在宅医療廃棄物の ━━━━ 4

取り扱いに関する

ガイドラインについて

おわりに ━━━━━━ 5

答 申

平成19年2月

日本医師会長
唐澤 祥人 殿

本委員会は、平成18年7月31日に開催された第1回委員会において、貴職より「在宅医療廃棄物の適正処理の方策」について検討するよう諮問を受け、5回にわたり検討を重ねてまいりました。

この度、その審議結果を次の通り取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

感染性廃棄物等に関する検討委員会
委員長 宮崎 元伸

感染性廃棄物等に関する検討委員会委員

委員長 宮崎 元伸 (さいたま市保健福祉局企画監)

委 員 岩動 孝 (岩手県医師会副会長)

委 員 岡田 淳 (大東文化大学スポーツ・健康科学部教授)

委 員 鈴木 克司 (兵庫県医師会理事)

委 員 鈴木 勝彦 (静岡県医師会副会長)

委 員 鈴木 幹三 (名古屋市港保健所所長)

委 員 田代 收 (島根県医師会副会長)

委 員 松島 肇 (浜松大学健康プロデュース学部教授)

委 員 村山 直樹 (栃木県医師会常任理事)

委 員 矢野 久子 (名古屋市立大学看護学部教授)

委 員 早稲田 芳男 (宮崎県医師会常任理事)

(肩書は委員会当時)

在宅医療廃棄物の適正処理の方策について

はじめに

日本医師会は、平成17年度に「医療機関における感染性廃棄物適正処理の普及方策」に関する検討委員会を設置した。当該委員会において、医療機関等から排出される感染性廃棄物等の取り扱いに関し、今後より安全・適切に実施していく方策として、5項目の提言がなされた。その中の、「在宅医療廃棄物に関する取り扱い」に関して、アンケート調査（平成17年度実施）の結果を基に、次年度以降に、具体的な解決方法の検討、立案を行う必要性が示された。

前年度の提言を受け、日本医師会は、感染性廃棄物等に関する検討委員会（プロジェクト委員会）を平成18年7月に設置した。第1回委員会（7月31日）において、本委員会は、唐澤 祥人会長から「在宅医療廃棄物の適正処理方策」について検討するよう諮問を受けた。これに従い本委員会は、計5回の委員会を開催し、その検討結果、答申として次の事項を提言する。

1. 在宅医療廃棄物の定義について

2. 在宅医療廃棄物の取り扱いに関するガイドラインについて

1. 在宅医療廃棄物の定義について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の中に、「在宅医療廃棄物」という用語は定義されていない。この点が、医療関係機関等から排出される「感染性廃棄物」と異なる。廃棄物処理法において廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されている。「感染性廃棄物」も感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物に分けられるが、感染性廃棄物が医療関係機関等から排出されることから、感染性廃棄物としてひとまとめにして、特に特別管理産業廃棄物の範疇として取り扱われることが、近年一般的になっている。一方、在宅医療廃棄物は家庭から排出されることから、一般廃棄物、特に生活系一般廃棄物の範疇に含まれるものと考える。

在宅医療は、大きく分けて、医師等の医療関係者が患者の家庭内において医療を施す行為と患者等が医師の指導の下に自ら療法を行う2つがある。医療行為の結果、患者の家庭内から注射針を含む鋭利なものやガーゼ、脱脂綿等の鋭利でないものの廃棄物が発生する。家庭から排出される廃棄物という観点から、当該廃棄物は、特に生活系一般廃棄物に含まれることになる。

したがって、「在宅医療廃棄物は、在宅医療を行った結果、家庭から排出される一般廃棄物」と、現段階では定義するのが適切であろうと考える。

2. 在宅医療廃棄物の取り扱いに関するガイドラインについて

家庭からは、在宅医療に關係なくカミソリや縫い針等の鋭利なものや血液の付着した脱脂綿・ソフトティッシュ等の鋭利でないものが、一般廃棄物として排出される。一方、在宅医療廃棄物として家庭から排出される廃棄物にも鋭利なものと鋭利でないものの両方があり、その取り扱いの安全性は、鋭利であるかどうかで大きく異なると判断される。しかしながら、鋭利なものと鋭利でないものどちらも梱包をきちんと行えば、在宅医療廃棄物の感染の危険はなくなり、安全性は、著しく高くなると考えられる。すなわち、注射針専用の小型廃棄用容器の必要性が浮き彫りになっている。

在宅医療廃棄物の中で、取り扱いに関して、特に注意を要するものとしては、注射針に代表される「針」が挙げられる。現在、在宅医療患者が安価で入手し易い適切な注射針用の専用小型容器が存在しない実情において、針単独の取り扱い、すなわち医師等の医療行為で排出されたものは、原則医療機関への回収で良いと思われる。一方、自己注射針に関しては、針ケースをかぶせることを原則とし、プラスチック容器類などへ収納すれば、鋭利でないものとして扱え、また感染の可能性も遮断され、安全性が保証され、一般廃棄物として排出する方向で良いものと考える。

鋭利でないものとしての在宅医療廃棄物は、すでに1998(平成10)年厚生省と2005(平成17)年、環境省の通知文書(環廃産発050908003号)にもあることから、一般廃棄物として排出しても差し支えないと考える。

上記のような基本的觀点を踏まえ、家庭内および家庭から排出する場合の在宅医療廃棄物の取り扱い方法に関する、処理・処分に關係すると考えられる医療関係者、患者・家族、および市町村等職員が話し合いの場を持ち、在宅医療廃棄物の適切な処理・処分を実施できるための基本指針・資料として、本委員会での検討結果をガイドラインとして示す。加えて、医療関係者および患者・家族に対しては、本ガイドラインの考え方を踏まえ、具体的な在宅医療廃棄物の取り扱い方法を、マニュアルとして例示した。

おわりに

在宅医療廃棄物の処理・処分は、その種類に関わりなく全て一般廃棄物として処理・処分されることが終着点であるが、現状を見ると鋭利なものまで取り扱う市町村から、鋭利でないものすら扱わない市町村までその対応はまちまちである。しかしながら、前年度の調査が示すように、郡市区医師会が地元市町村と話し合い等の機会を持っている方がお互いの理解が得られる在宅医療廃棄物の処理・処分がスムーズに行くとの結果が得られている。

本報告書において、注射針については、前出2.の注射針の取り扱いによるものとの方針を示した。したがって、いまだに鋭利でないものの処理・処分を行っていない市町村に対しては、日本医師会から環境省に対して、環境省より強い指導を行うよう申し入れが必要である。

本報告書に示したガイドラインを参考にして、地域の実情に合うガイドラインを作成して、市町村との話し合いの資料にしていただきたい。さらに進んで地域市町村と協力し、双方統一化された在宅医療廃棄物の適正な処理ガイドラインを作成し、処理・処分に努めていただきたい。

最後に、日本医師会においては、在宅医療の中でも最も件数の多い自己注射に関しては、使用後、より安全に廃棄可能な注射針の開発を製造会社に要望すべきである。またこれに関連し、特に注射針に代表される鋭利物専用容器に関して、積極的に関与・協力していくことが望まれる。

「平成18年度 日本医師会感染性廃棄物等に関する検討委員会（プロジェクト）報告書」
(日本医師会感染性廃棄物等に関する検討委員会 答申) 平成19年2月 日本医師会(本答申)

本答申には添付資料として、下記の4点の資料があります。

「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン」

添付資料Ⅰ：在宅医療廃棄物の種類と廃棄のしかた

添付資料Ⅱ：在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン Q&A

添付資料Ⅲ：在宅医療廃棄物の取扱いと捨て方ガイド(例)－患者・家族用－

(以上の資料は、日本医師会ホームページに掲載いたします。)